

目 的

「低炭素化改造等事業」に要する経費の一部を国が補助することにより燃費の向上等を図り、もって地域環境及び地球環境の保全を図るとともに、船舶運航事業等の活性化による経済の活性化及び地域の活性化を図ることを目的とする。

低炭素化改造等事業

- ・補助対象事業者は、船舶運航事業者、船舶貸渡業者及び内航海運業者であり、保有船舶に補助対象設備等の取付等を行う者。**※1**
ただし、本事業による補助金の交付を受けた同一の保有船舶に同一の補助対象設備等の取り付け等を行う者を除く。本事業による交付決定の取り消し又は廃止承認を受けたことのない者を補助対象事業者として優先的な取り扱いを行うこととする（第12次公募においては、本事業による交付決定の取り消し又は廃止承認を受けたことのある者については、公募対象外。）。
- ・補助対象船舶は、
【船舶運航事業の用に供する船舶】…………… 一般旅客定期航路事業の用に供する船舶に限る。
【内航運送をする事業の用に供する船舶】… 進水の日から申請時点までの年数が、耐用年数に1年を加えた年数以上の船舶は除く。
ただし、当該船舶の進水の日から申請時点までの年数が、耐用年数から5年を減じた年数以上の船舶について優先的な取り扱いを行うこととする。
- ・補助対象経費は、補助対象設備等の価格及び補助対象設備等の取り付け等をするために要する作業費用が対象。
なお、補助対象事業に係る「事業開始予定日」又は「事業完了予定日」については、次ページ「2. 交付決定通知」の項目の**※4**を参照。
- ・補助金額は、補助対象経費の1/3の額（補助金額が百万円未満の場合、不交付。）。
ただし、次のいずれかに該当する場合は、補助対象経費の1/2の額。
(1) 保有船舶が、一般旅客定期航路（離島航路を除く。）に就航し、航路損益又は営業損益が過去3か年のうち何れか2か年以上赤字である場合。
(2) 保有船舶が、一般旅客定期航路（離島航路を除く。）に就航し、旅客輸送人員、自動車航送台数又は営業収入が過去3か年のうち何れか2か年以上で対前年度比3%以上減少又は何れか1か年で対前年度比5%以上減少している場合。
(3) 保有船舶が一般旅客定期航路（離島航路に限る。）に就航している場合。
- ・補助対象設備等：**要綱「別表第1」参照**（建造中、建造予定の船舶への設置等は補助対象外。）
ただし、「別表第1」の「補助対象設備等」に掲げる1. から8. の設備のいずれかを含む事業を優先的な取り扱いを行うこととする（9. から11. に該当する設備の事業については劣後。）。
- ・「優先的な取り扱い」については、次の項目の順番にしたがって補助対象事業の優先順位とし、当該順位にしたがって交付決定を行い、予算額を超えることとなる時点で次順位にある補助対象事業に対しては交付決定を行わない。
(1) 補助対象事業者
(2) 補助対象船舶
(3) 補助対象設備等

※1 定義：要綱「第3条」参照。本邦の港と本邦以外の地域との間又は本邦以外の地域の各港間において行われるものを除く。

1. 補助金交付申請書※2の作成（様式第1）

燃料消費等の低減効果（省エネ効果）を見込めることが必要。※3

※2 申請時、カタログ等による数値等に基づき、燃料低減率（%）又は燃料低減量（L）等の省エネ効果を1年間換算での試算が必要。

※3 申請時、「事業計画」に係る既設置等・正式契約締結を行っているものは補助対象外。

船舶所有者が管轄の地方運輸局等
へ「補助金交付申請書」の提出

第12次公募締め切り日
平成25年7月9日

2. 交付決定通知

国土交通省で補助金交付申請書の内容を審査し、交付決定を通知

事業の開始※4

《交付決定が補助金支払いを確約するものではない。あくまでも事業計画の実施を認めるものであり、「事業計画」実施後の実測値に基づく「実績報告書」で効果が認められることが前提》

※4 交付決定前の事業着手は認められない。交付決定通知後、「事業計画」に係る正式契約締結・設置等を行うものとする。なお、交付決定時期は、原則として公募終了から概ね1ヶ月後になる見込みであり、公募終了1ヶ月後より前を「事業開始予定日」とする交付申請については、交付決定が行えないことがあるので留意。また、事業完了は、原則として平成26年2月末日まで。

3. 実績報告書の作成（様式第15）

補助対象事業が完了した日※5から、30日を経過した日までに「実績報告書」（添付「補助対象事業が完了したことを確認するに足りる書類」及び「低減効果計算書」等（要領11.(3)参照）を提出
《省エネ効果が認められない場合、補助金を交付しない場合がある》

※5 低減効果の実測値が計測完了した日

船舶所有者が管轄の地方運輸局等
へ「実績報告書」等の提出

4. 額の確定通知

国土交通省で「実績報告書」の内容を審査

補助金の額を確定し通知

5. 補助金の請求（様式第22）

すみやかに申請者は管轄地方運輸局等へ「補助金支払請求書」を提出

補助金の交付

6. その他（優先順位）

「別表第1」に定める補助対象事業者等の「優先的な取り扱い」の考え方は、次のとおり。

補助対象事業者は過去に交付決定の取消又は廃止の承認を受けていない。

はい
いいえ

補助対象船舶は船齢要件の
優先的取扱いを受ける。

はい
いいえ

1. から8. の設備のい
れかを含む事業を行う。

1. から8. の設備のい
れかを含む事業を行う。

補助対象船舶は船齢要件の
優先的取扱いを受ける。

はい
いいえ

1. から8. の設備のい
れかを含む事業を行う。

1. から8. の設備のい
れかを含む事業を行う。

はい
いいえ

はい
いいえ

はい
いいえ

はい
いいえ

はい
いいえ

はい
いいえ

はい
いいえ

はい
いいえ

優先順位 1

優先順位 2

優先順位 3

優先順位 4

優先順位 5

優先順位 6

優先順位 7

優先順位 8

第12次公募対象事業者